

別表2

事業名	広域連携計画内容	対象品目	事業実施主体	採 択 要 件
<p>新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業</p>	<p>広域連携協議会および構成機関が取り組む生産量及び販売額の増大を図るための取組計画及び園芸生産施設、機械等の整備計画等について記載するもの。</p>	<p>みやぎ園芸特産振興戦略プラン(平成28年3月策定)に掲げる重点振興品目(産地改革品目及び地域戦略品目)とする。</p>	<p>・広域連携協議会 ・下記に掲げる広域連携協議会の構成組織等 (1) 農業法人 (2) 任意組織(3戸以上の農家で組織される組織) (3) 農業協同組合の生産部会(受益者が3戸以上) (4) 農業協同組合 (5) 全国農業協同組合連合会宮城県本部</p> <p>※1 納税に滞納がないこと</p>	<p>以下に掲げるすべての要件を満たした広域連携計画を策定し、知事の認定を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化に寄与する、協議会の構成員等が一体となって行う新たな取り組み内容であること。 ・事業実施後、広域連携計画の目標年次(最長3年後)の生産量及び販売金額(売上高)が、事業前の生産量及び販売額と比較して110%以上となること。 ・広域連携計画に掲げる目標達成のための事業実施体制、取組計画が適切なものであること。 ・広域連携計画期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること